

事業計画の概要書

事業全体計画

最終処分場は産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場の許可を有しており産業廃棄物については徳島県内の事業所より排出される汚泥・燃え殻をメインとして処分している。一般廃棄物については徳島県内及び高知県内の自治体から排出される焼却灰及び不燃ごみの埋立処分を行っている。

最終処分場の容量は53万m³ありこれら廃棄物の最終処分を行いながら平成33年埋立完了となるよう計画を設定している。

収集運搬の業務内容

収集運搬は徳島県の産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の2つの許可を取得しており、県内の事業所から排出される廃棄物の運搬を行っている。

処分の業務内容

中間処理施設（破碎・焼却・圧縮）及び管理型最終処分場による最終処分（埋立）処分を業務としており、管理型最終処分場内には特別管理産業廃棄物（廃石綿等）の埋立場所も設置し、県内の廃棄物の処理を行っている。

環境保全対策

生活環境の保全を図るため、大気・水質・騒音・振動及び悪臭について、環境保全対策を行う。内容は下図のとおり。

これらの対策は、必要に応じて関係機関と協議し、適正に実施するとともに、更なる環境の保全に努める。

環境保全対策

	環境保全対策
大気	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の収集運搬に際して、廃棄物運搬車両の荷台はシートで覆い、道路周辺への粉塵の飛散を防止する。・ 廃棄物運搬車両が処分場を出る際には、タイヤを洗浄して粉塵の飛散防止を図る。・ 埋立廃棄物には覆土を行い、締め固めることで粉塵の飛散を抑制する。・ 散水設備を設置し、適時散水を行うことにより、粉塵の飛散を防止する。
水質	<ul style="list-style-type: none">・ 浸出水処理施設の適正な管理を行い、良好な水質の排水を放流する。・ 浸出水の水質を監視し、異常発生時は直ちに対処する。
振動・騒音	<ul style="list-style-type: none">・ 埋立処分に伴う重機の稼動に際しては、重機の重複稼動を避け、空ぶかしをしないようにして騒音及び振動のを低減するように努める。・ 廃棄物運搬車両の走行に際しては、交通法規を遵守するとともに、人家等の付近を走行する際には走行速度を低下するよう指導徹底する。
悪臭	<ul style="list-style-type: none">・ 埋立廃棄物には覆土を行い、悪臭の発生を防止する。